NPO法人うとスポーツクラブ会員会則



制定:平成18年4月1日 改定:令和2年4月1日

「改定履歴」

1 改定復歴	I	初京内容及7° 四中	承⇒	/c+≠
改定番号		改定内容及び、理由	承認者	作成者
	2006 · 4 · 1	制定	齊藤	重元
	2014.4. 1	第3条5賛助会員、第5条入会金制、第6条会費 改定	安田	島内
	2015.	第6条 会費 うとスポリ会員追加	安田	島内
	2017.4.1	第4条 指導者 4)Ⅱ:外部指導者 ① 改定 第5条 入会金 2.追加 第6条 会費 うとスポJ会員②に追加 及び⑤を追加	安田	兼田
	2020.4.1	第6条 会費 改定		

第1条(名称)

この会則は「NPO法人うとスポーツクラブ会員会則」(以下「会則」という)と称する。

第2条(目的)

この会則は「NPO法人うとスポーツクラブ」(以下「クラブ」という) 定款第3章第6条から第10条に基づき正会員、利用会員及び、指導者の規定及び、入退会や会費等に関する事項を定め、会員の健康の保持増進とスポーツ活動の促進を図ることを目的とする。

第3条(会員)

- 1. 会員資格は、会費を納入後、クラブ事務局で所定の手続きを経て会員カード又は、会員シールが入会者の手元に届いた時点で資格を得る。
- 2. 会員資格期間は、会員資格取得日から其の年の年度末まで(3月31日)とする。

3. 正会員

- 1)正会員とは、クラブの目的に賛同し入会し、クラブの運営、企画等の活動を推進する個人。
- 2) 正会員は、総会の議決権を所有する。
- 正会員は、クラブが主催するスクール事業に参加する事ができる。
- 4) 正会員の対象は、18歳以上とする。

4. 利用会員

- 1)利用会員とは、クラブの活動目的に賛同し、クラブが主催するスポーツ教室及び、クラブが主宰する事業に参加する方を云う。
- 2) 利用会員の対象は、住居、年齢は問わない。
- 3) 会員の申し込みは、年間通じて随時受け付ける

5. 賛助会員

- 1) 賛助会員とは、クラブの目的に賛同して、賛助する個人及び団体
- 2) スポーツ教室には参加することは出来ない

第4条(指導者)

- 1)指導者とは、クラブに指導者として登録し、所定の手続きを得て認定された者を云う。
- 2) 指導者は、クラブで開催する指導者研修会に参加する義務を要する。

- 3) スポーツ教室、種目に指導者代表者を選任する(年度毎)、代表者は所定の会議に出席する義務を要する。
- 4) 指導者は、クラブ内指導者及び、外部指導者に仕訳ける。
 - [:クラブ内指導者
 - ① クラブの会員であること。
 - ② 指導しながら、スポーツ教室の活動に参加できる。
 - ③ クラブからの派遣で大会に参加ができる。
 - ④ 事故に対しクラブのスポーツ保険の補償範囲内を摘要する。

Ⅱ:外部指導者

- ① クラブの会員でないもので一時的なものをいう。
- ② 指導のみで、スポーツ教室の活動には参加できない。
- ③ クラブからの派遣及び、大会等には参加できない。
- ④ クラブのスポーツ保険に加入されていない指導者の事故、災害、疾病に対してはクラブとして責任は負わない。(自己責任)

第5条 入会金

- 1. うとスポーツクラブに新規入会する場合のみ入会金を納める
 - ①入会金 2,000円
 - ②キャンペーン、特典などにより金額を変更することもある
- 2. 継続更新以外は新規入会とみなす。

第6条(会費)

- 1. 会費は、年会費(4月1日~翌年3月31日まで)とする
- 2. 年会費は新規入会時及び、継続更新時に所定の手続きを経てクラブに 納入する
- 3. 継続更新は所定の手続きにより自動更新することができる
- 4. 年会費は、法人運営費、スポーツ保険料、事務手数料等に充てられる。
- 5. 年会費を、一度納めると対象のスポーツ教室に参加できる。
- 6. 年会費は、返金しない。
- 7. 会員には会員カードを発行しクラブ会員の証とする。

- 8. 納入方法は
 - 1)事務局窓口、現金一括払い
 - 2) 郵便振込み、一括払い(継続更新会員のみ)
 - 3) 日専連うとスポーツクラブカード払い(1,2,3、5回分割可)
 - 4) 口座引落
- 9. 会費は次のとおりとする。
- 1) 利用会員
 - 教室サークル会員
 複数のサークル活動と登録した教室へ参加できる
 - ① 個人会員 年会費

中学生以下: 7,000円一般(高校生以上~59歳迄): 10,000円60歳以上69歳以下: 8,000円70歳以上: 6,000円

② 家族会員 年会費

同一世帯で2人以上で構成

家族割 2人目以降摘要

中学生以下: 6,000円一般(高校生以上~59歳迄): 9,000円60歳以上69歳以下: 7,000円70歳以上: 5,000円

③ 企業会員 年会費

A: 6,000円/1人+保険料 +事務手数料1企業10,000円(但し10人以上)

B:1企業200,000円/会員数フリー 但し、保険料は企業持ち(要、契約書)

④ 教室費

教室へ参加する者は、年会費に加えて教室費を各教室ごと に納める

教室費 1教室 2,000円/年

2. アカデミー会員

登録した教室だけに参加することが出来る

① 個人会員 年会費

中学生以下 : 4,000円

一般(高校生以上~64歳迄):5,000円

65歳以上 : 4,000円

② 家族会員 年会費

中学生以下 : 3,000円

一般(高校生以上~64歳迄):4,000円

65歳以上 : 3,000円

*教室サークル会員及びチーム会員の年会費を納めた者はアカデミー会員の年会費は免除する。又、アカデミー会員の会費を納めた者が教室サークル及びチーム会員へ参加をする場合、教室サークル会員、チーム会員の年会費との差額を納める必要がある

3 月活動費

参加者は年会費に併せてアカデミースクールの各教室ごとに 定められた月活動費を納める

- 4 月活動費は口座引落とする
- 3. うとスポチーム会員
 - *チーム単位のサポート事業
 - ① チームでチーム会員に登録する。

社会体育のクラブチームとして、各種大会に参加可能となる。 うとスポーツクラブが加入する保険対象となる。

- ② チーム代表者、指導者、参加者は全員チーム会員に個人登録する。
- ③ 個人会員 年会費

中学生以下 : 4,000円

一般(高校生以上~64歳迄):5,000円

65歳以上 : 4,000円

④ 家族会員 年会費

中学生以下: 3,000円一般(高校生以上~64歳迄): 4,000円65歳以上: 3,000円

*教室サークル会員及びアカデミー会員の年会費を納めた者はチーム会員の年会費は免除する。又、チーム会員の会費を納めた者が教室サークル及びアカデミー会員へ参加をする場合、教室サークル会員、アカデミー会員の年会費との差額を納める必要がある

5 月活動費

参加者は年会費に併せて各チームごとに定められた月活動費 を納める

⑥ チームはサポート料として規定の額を毎月うとスポに支払う。

サポート料チーム人数20人まで3,000円/月30人まで4,000円/月40人まで5,000円/月

- チームのニーズに応じたサポート業務を行い、チームはそれに伴い発生した手数料を月ごとにうとスポに支払う。(オプション)
- 8 サポーター会員(準会員)
 - チーム会員の家族(同一世帯)を対象とし、応援やお手伝い時のケガなどにうとスポーツクラブ保障制度を適用する。ただし、スポーツ教室には参加できない。

年会費 2,000円/1人

- 2)正会員該当する利用会員会費+1,000円/1人
- 4) 一部のスポーツ教室、種目は別途料金が必要となる

5) キャンペーン、特典などにより金額を変更することもある

第7条(スポーツ教室活動)

- 1. 正会員及び、利用会員は対象のスポーツ教室の種目に参加することができる。
- 2. スポーツ教室、種目は、市民のニーズ、指導者の協力体制、対費用効果等を考慮し、毎年運営委員会で検討し決定する。
- 3. 各教室サークルに種目代表者を選任する。(年度毎)
 - ① 代表者は、担当種目の参加会員の管理を行う。(出欠簿等)
 - ② 代表者は、用具・備品の管理を行い、必要な場合購入依頼を事務 局に申請する。
 - ③ 代表者は、スケジュール(開催日、中止の決定)の管理を行う。
 - ④ 代表者は、指導者代表者と兼ねることは、問わない。

4. クラブ派遣大会参加条件

- ① クラブの会員であること。
- ② 事前にクラブまで派遣要請を申請し承認を受けること。
 - i. 大会名
 - ii. 大会日程及び、大会場所
 - iii. チーム代表者・指導者及び、参加者氏名(会員番号も付記すること)
 - iv. チーム名(出来るだけ、うとスポーツクラブと称して下さい)
- ③ 大会結果をクラブに報告すること。
- ④ 上記の条件(①~③)を満たすことによりクラブの活動の一環として取り扱う。(スポーツ保険適用する)
- ⑤ 大会登録料及び、参加料は個々に負担すること。(クラブでは負担しません)

第8条(退会、住所変更等)

- 1. 退会
 - 1) 新年度に会費を納入しなかった場合は退会とみなす。
 - 2) 中途退会者の前納された会費は返却しません。
- 2. 住所変更等

会員の姓名・住所及び、電話番号に変更が生じた時は、速やかにクラブ

に連絡すること。(事故が発生した場合、スポーツ保険の手続きに支障が 生じる場合があります)

第9条(会員証及び、会員シール)

会員証の利用に際しては、次の事項を遵守すること。

- 1) 会員証は新規入会時のみ発行する。
- 2) 継続更新者にはシールを発行する、このシールは各自、会員証の裏面 に貼り付けて当年度の会員の証にする。
- 3) 会員証は、利用都度に種目代表者に提示すること。
- 4) 会員証は、本人の使用に限ります。
- 5) 会員証を破損・紛失した場合は、速やかにクラブに連絡すること。 実費にて再発行する。
- 6) 会員優待(メリット)を受ける時は、会員証を提示すること。
- 7) 退会する場合は、クラブに返却すること。

第10条(制定•改定)

- 1)制、改定は理事長が承認し、理事会に諮り決定後、発行する。
- 2) 制、改定は専門部、正副部長会議にて審議し作成する。
- 3) 改定事項は、「改定履歴欄」に改定日、改定事項、理由等を明記し履歴を残す。
- 4) 表紙の改定日を最新版とする。

附則:この会則は平成18年(2006年)4月1日から施行する。

附則:この会則の改定は平成26年(2014年)4月1日から施行する。 附則:この会則の改定は平成27年(2015年)4月1日から施行する。 附則:この会則の改定は平成29年(2017年)4月1日から施行する。 附則:この会則の改定は令和2年(2020年)4月1日から施行する。